

長岡京市水道給水条例施行規程の一部を改正する規程

長岡京市水道給水条例施行規程（平成10年長岡京市水道事業管理規程第4号）の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
<p>(<u>前納料金</u>の精算)</p> <p>第13条 条例第28条第1項<u>の規定による臨時給水その他の理由による前納料金</u>について、<u>同条第2項</u>の規定による精算の結果、還付金が生じたときは、あらかじめ申込者から提出された口座振込依頼書により指定された金融機関口座に振り込むものとする。</p>	<p>(<u>臨時使用の概算料金</u>の精算)</p> <p>第13条 条例第28条第1項<u>に規定する概算料金の前納分</u>について、<u>同条第3項</u>の規定による精算の結果、還付金が生じたときは、あらかじめ申込者から提出された口座振込依頼書により指定された金融機関口座に振り込むものとする。</p>

附 則

この規程は、平成28年4月1日から施行する。